

生物多様性豊かなビオトープ推進事業実施要綱

制定 令和6年7月1日

改訂 令和7年4月21日

(目的)

第1条 この要綱は、ネイチャーポジティブの実現を目指すため、市内で生物多様性豊かなビオトープを造成又は再生する活動を行う者に対し、支援を行う「生物多様性豊かなビオトープ推進事業」の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ビオトープとは、生きものの生息・生育環境の創出を目的に、地域の生態系に配慮して整備された空間をいう。
- (2) 団体とは、事業者、自治会、活動団体、学校等をいう。
- (3) ビオトープ推進活動とは、ビオトープを新たに造成する又は既存のビオトープを再生し、適切に維持管理をしていく活動をいう。

(対象の団体について)

第3条 対象の団体は、次の各項の全てに該当する団体とする。

2 次の各号の全てを満たす団体であること。

- (1) 造成・再生しようとするビオトープが神戸市内にあること。
- (2) 法人又は活動員が5名以上かつ5世帯以上で構成されている団体であること。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと及び団体の会員に暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が含まれていないこと。
- (4) ビオトープを造成・再生する場所の地権者若しくは管理者等であること。
- (5) ビオトープを地域住民や一般市民等に対して開かれたものにする意思があること。
- (6) 本市の生物多様性に関する情報発信に協力すること。

3 団体の活動が次の各号の全てを満たすこと。

- (1) 地域の生態系に配慮したビオトープを造成・再生し、適切に維持管理しようとする活動と認められるものであること。
- (2) 宗教的活動及び政治的活動でないこと。
- (3) 法令に違反するものでないこと。
- (4) ネイチャーポジティブ（自然再興）の理念に適合する活動であること。

(支援の内容)

第4条 本市は、第5条で規定する支援の申請に応じて、ビオトープ推進活動の実施及び継続に向けた支援を行う。

2 市長は、必要があると認めるときは、支援として団体に専門家を派遣することができる。

3 第1項及び前項に規定する支援の内容については、原則、別表に定めるものとする。

(支援の申請)

第5条 支援を受けようとする団体（以下申請者）は、ビオトープ推進団体支援申請書（様式第1号）を提出することにより、本市に対して、前条に掲げる支援を申請することができる。

(支援の決定)

第6条 市長は、前条に基づき申請のあった書類を審査し、支援が適切であると認めたときは、速やかに支援を行う。

2 市長は、前項の審査にあたっては、専門家の意見を聞くことができる。

3 市長及び専門家は、申請者に対して、申請の内容に関する説明を求めることができる。

(調査等)

第7条 市長は必要があると認めるときは、いつでも申請者に対して、当該活動の関係資料の提出を求め、又は必要な調査を行うことができる。

2 市長は、前項の調査等により不適当な事項を発見した場合には、申請者に必要な是正措置を求めることができる。

(実績報告書等の提出)

第8条 申請者は、造成又は再生の終了後、60日以内又は支援を受けた年度の3月15日（15日が閉庁日の場合は、その翌開庁日）のいずれか早い日までに、ビオトープ推進団体実績報告書（様式第4号。以下「実績報告書」という。）を、市長に提出しなければならない。

2 第1項の期日までに事業が終了していない場合にあっては、支援を受けた年度の3月15日（15日が閉庁日の場合は、その翌開庁日）までに途中経過を実績報告書により市長に提出しなければならない。

(支援の取り消し等)

第9条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、支援を取り消すことができる。

(1) 第7条第1号の規定による関係資料の提出若しくは必要な調査に応じず、又は同条第2号の規定による是正措置を行わなかったとき

(2) 前号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき

(3) ビオトープ推進活動の全部又は一部を遂行できなくなったとき

(4) 本要綱の目的に沿わなくなったとき

(5) その他、市長が支援するに適さないと認めたとき

(書類の保管及び閲覧)

第10条 申請者は、ビオトープ推進活動に係る状況を明らかにした証拠書類や活動記録等（各種申請書類を含む）を整理し、それらの書類を、支援を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管すること。

2 申請者は、前項の書類の閲覧請求があった場合は、これを閲覧させなければならない。

(施行の細則の委任)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、環境局長が定める。

附則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

令和7年4月21日改訂

別表（第4条関係）

支援する内容
造成・再生するビオトープの方針に関する指導・助言 ビオトープへ導入する生物種に関する指導・助言 構成・配置に関する指導・助言 維持管理に関する指導・助言 その他（市長が支援が必要と認める事項）

別表（第5条関係）

申請時に必要な書類
・ビオトープ推進団体 支援申請書（様式第1号） ・団体概要（様式第2号） ・活動計画書（様式第3号）

※様式2号及び3号については、申請する年度の初回申請時又は申請内容に変更がある場合に提出してください

ビオトープ推進団体 支援申請書

年 月 日

神戸市長あて

申請者	団体名称	
	団体住所	
	代表者	
連絡先	住所	
	担当者	
	電話番号	
	FAX	(連絡に必要な場合のみ記載)
	E-mail	

ビオトープ推進活動を実施するにあたり、生物多様性豊かなビオトープ推進事業実施要綱第5条の規定により下記のとおり支援を申請します。

今回支援を要する内容	☐ 造成・再生するビオトープの方針に関する指導・助言 ☐ ビオトープへ導入する生物種に関する指導・助言 ☐ 構成・配置に関する指導・助言 ☐ 維持管理に関する指導・助言 ☐ その他 ()		
支援希望日	第1希望	第2希望	第3希望
	年 月 日 ☐ 午前 ☐ 午後	年 月 日 ☐ 午前 ☐ 午後	年 月 日 ☐ 午前 ☐ 午後
相談したい内容	可能な限り具体的にご記入ください。		
過去の支援申請履歴			

団 体 概 要

団 体	名 称		
	団 体 住 所		
	代 表 者 氏 名	(フリガナ)	
	代 表 者 住 所		
	ホームページ	(ある場合)	
事 務 局 (連 絡 先)	担 当 者 氏 名	(フリガナ)	
	住 所		
	電 話 番 号		
	FAX 番号	(連絡に必要な場合のみ記載)	
	E-mail		
設 立	年 月 日		
法人格の有無	☐ 有 ☐ 無		
活 動 員	人	(法人格がある場合は省略可)	
		活 動 員 の 世 帯 数	世帯
設 立 目 的			
自由記述欄	(その他特記すべき事項や、アピールポイントなど、自由に記述してください。)		

※団体の定款や会則、規約等がある場合は併せてご提出ください。

活動計画書

	(名称)		
ビオトープの場　所			
	(所在地)		
場所の所有者 又 は 管 理 者	☐ 申請者に同じ ☐ その他（ ☐ 活動について同意を得ている）		
ビ オ ト ー プ 見 取 り 図			
造成・再生後 維持管理体制 （ 予 定 ）			
構成（予定） ※可能な範囲で ご記入ください。	総面積	池	流水・せせらぎ
		☐ なし ☐ あり 導入予定動植物種（あれば） _____ _____	☐ なし ☐ あり 導入予定動植物種（あれば） _____ _____
	草地	樹木	その他
	☐ なし ☐ あり 導入予定動植物種（あれば） _____ _____	☐ なし ☐ あり 導入予定動植物種（あれば） _____ _____	

※ 造成予定場所又は既存の施設の現状が分かる写真を添付してください。

☐ 導入予定の動植物種は、地域の生態系に配慮した上で選定しています。

ビオトープ推進団体 実績報告書

年 月 日

神戸市長あて

申請者	団体名称	
	団体住所	
	代表者	
連絡先	住所	
	担当者	
	電話番号	
	FAX	(連絡に必要な場合のみ記載)
	E-mail	

今年度のビオトープ推進活動について、生物多様性豊かなビオトープ推進事業実施要綱第8条の規定により下記のとおり（☐ 完了 ☐ 経過）報告します。

活動内容	1. 進捗状況について 2. 具体的な活動内容
今後の展開	

※ビオトープの現状が分かる写真を添付してください。